

第1章 総則

1 業務継続計画（BCP）とは

災害時の応急業務や優先度の高い通常業務等をあらかじめ特定するとともに、業務継続のために必要な執行体制、対应手順、必要な資源等を明確にし、庁舎等の行政機能が被災した場合でも、様々な事象に対してより迅速で、的確に対応することを目的として作成した計画。

2 目的

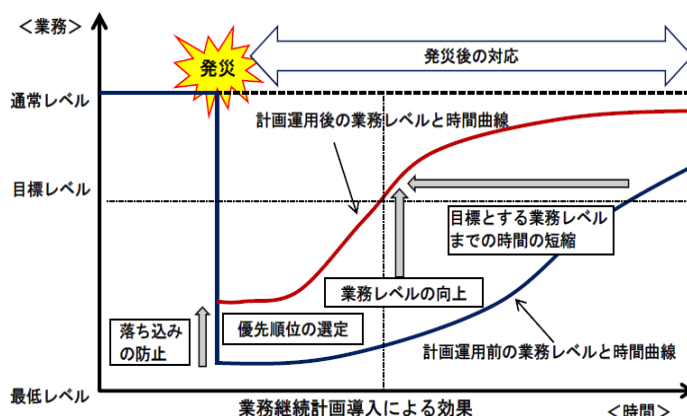
大規模災害が発生した場合でも、災害時に特化した復旧や被災者対応等の応急業務と継続優先度の高い通常業務を、より効果的に、バランスよく両立することで、市民の生命、財産及び日常生活への影響を最小限にとどめ、1日でも早い災害からの復旧、復興を目指すことを目的とする。

3 基本方針

- (1)災害の経験から学んだ知識や課題をフィードバックし、業務継続能力強化。
- (2)災害時の優先順位を明確にし、迅速で、的確な対応を実現。
- (3)新たな課題の反映や新たな考え方を取り入れることによる適宜適切な見直し。

4 業務継続計画策定の効果

- (1)優先して継続する業務を特定しておくことにより、必要人員を有効に配置し、迅速で適切な業務の継続が可能となる。
- (2)計画的な人員の配置や勤務条件が整うことから、災害の長期化にも対応できる体制が早期に構築できる。
- (3)優先業務の明確化や職員の必要な執行体制の構築により、業務の正確性、迅速性等の作業効率が向上する。



5 対象とする危機事象

地震災害、風水害、雪害、火山災害等の自然災害をはじめ、市政運営に支障を及ぼす恐れのあるすべての危機事象とする。

6 前提とする被害想定

- (1)福島盆地西縁断層帯地震想定 of 震度6強を福島市内で観測することを想定する。
- (2)被害想定
  - ①市有施設を含め、多数の建物被害が発生する。
  - ②市職員本人や家族等も含め、多数の人的被害が発生する。
  - ③建物被害等による避難者が多数発生する。
  - ④道路、鉄道等の損傷により公共交通機関の運行が一定期間停止する。
  - ⑤電気・水道・ガス・通信等のライフラインが一定期間停止する。

7 災害発生時の体制

(1)初動体制

一般災害、地震災害発生時の参集基準に基づき、直ちに警戒配備体制を整える。  
地震災害において震度5弱以上の場合、災害対策本部設置基準により本部を設置する。

(2)災害対策本部の設置基準

- ①市域において災害が発生し、又は発生が予想するおそれがある場合。
- ②その他、総合的な応急対策を必要とするとき。

(3)災害対策本部事務局

通常災害に対応する常設班と災害の規模に応じて設置される特別班によって組織する。  
災害対策本部事務局の組織及び各班の役割は、地域防災計画に記載の別表のとおりとする。

(4)災害対策現地本部の設置

災害対策本部の設置と同時に、各支所に設置する。

8 職員の参集

(1)配備体制

災害の規模等に応じ、災害時等における職員の配備体制に基づき行う。  
震度5弱以上の地震が観測された場合は、全職員登庁とする。

(2)勤務時間内に地震が発生した場合

職員自身や周囲の安全確保を図るとともに、来庁者を安全な場所に避難させる。その後、応急業務等の非常時優先業務に従事する。

災害対策本部が設置される場合、災害対策本部事務局員の職員は、参集し設営に従事する。

(3)勤務時間外に地震が発生した場合

職員自身と家族の安全確保を図る。その後、参集基準に従い速やかに登庁する。  
参集した職員は、各所属における応急業務等の非常時優先業務に従事する。

(4)参集可能人数の考え方

以下の条件に基づき本庁舎までの実際の道路距離をもとに算出。

- ①徒歩で参集することを想定し、時速3kmとする。
- ②安否確認や身支度などの準備時間として30分を計上。
- ③参集が困難な職員を除いた参集可能割合を60%と設定。

(5)参集可能人数の想定

|              |      |      |       |       |       |       |       |
|--------------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 発災からの経過時間    | 1時間  | 3時間  | 6時間   | 12時間  | 1日    | 3日    | 1週間   |
| 参集可能人数(人)    | 178  | 554  | 639   | 644   | 649   | 650   | 650   |
| 割合(%)        | 16.4 | 51.1 | 58.9  | 59.4  | 59.9  | 60.0  | 60.0  |
| (100%参集した場合) | 297  | 924  | 1,065 | 1,074 | 1,081 | 1,084 | 1,084 |

(6)職員の安否確認

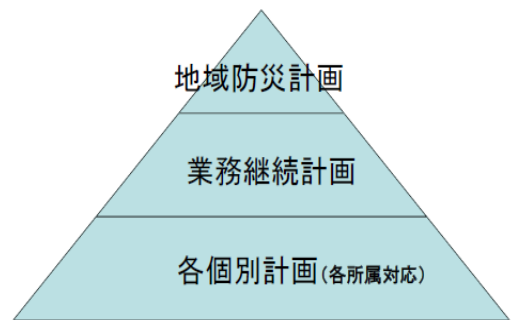
各部庶務担当課は各課の緊急連絡網で部内職員の安否確認及び参集状況を取りまとめ、災害対策本部事務局へ報告することとする。

9 計画の位置付け

福島市地域防災計画の下位に位置する計画で、実際の現場対応や事業者等の連絡体制等の詳細について定めた個別計画の上位に位置する。

10 計画の見直し・改善

- (1)毎年度の組織体制及び事務分掌の変更を適切に反映。
- (2)防災訓練等の実施に伴う新たな課題、改善点を反映。
- (3)進歩する防災の考え方や技術に関する情報を反映。
- (4)時代とともに変化する市民ニーズを的確に反映。



第2章 業務継続の要件

1 基本施設の防災機能

- (1)市庁舎東棟は、迅速な指揮、情報伝達等の災害対応が可能となる免震構造。
- (2)非常用自家発電設備を庁舎10階に設置し、停電時に72時間(3日間)の電力供給が可能。
- (3)庁舎内に上水道、雑用水貯留設備に加え、緊急用常設型浄水装置2台を設置。

- (4)雨水・井戸水を雑用水貯留槽に溜め、トイレ洗浄水等に使用。
- (5)本庁舎が使用できなくなった場合は、福島市保健福祉センターに災害対策本部を設置。

**2 災害時の通信手段の確保**

- (1)災害時優先電話と非常時電話
- (2)防災行政デジタル無線
- (3)衛星携帯電話
- (4)福島県総合情報通信ネットワークシステム

**3 各種燃料等の確保**

「災害時における生活必需品の供給協力に関する協定」の締結により、各種燃料の優先的な供給を受けることで、業務の継続性を確保。

- ・石油製品等・・・福島県石油業協同組合福島支部
- ・ガス製品等・・・福島県LPGガス協会県北支部

**4 行政データのバックアップ**

それぞれの業務においてデータのバックアップが可能となるシステムを構築するとともに、「福島市主要情報システムにおける業務継続計画（福島市ICT-BCP）」を策定し、災害時の業務継続、早期復旧に対応する体制を整えている。

**5 非常用備蓄品の確保**

(1)食糧の確保

災害用備蓄食糧を有効に活用するとともに、「災害時における生活必需品の供給協力に関する協定」を締結している各団体からの優先的な食糧の供給を最大限に活用する。

【協定締結先】生活協同組合コープふくしま、ふくしま未来農業協同組合、福島県パン協同組合、福島コンビニエンスストア協会、福島市弁当惣菜協会

(2)飲料水の確保

庁舎内貯留槽において確保した水を使用するが、災害が長期化し、断水が復旧しない場合は、市保健福祉センターや平和通り地下の貯水槽はじめ、水道局の受水池及び配水池に貯留する応急給水用の水を使用する。

(3)各事務用品等の確保

全庁的な備蓄品をフル活用し業務に当たる。

**6 マニュアルの作成**

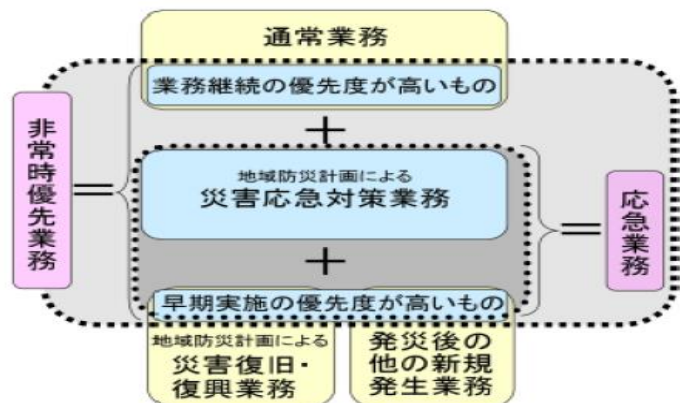
派遣された職員が戸惑うことなく、業務に取り掛かれる状態とするため、人員の不足が想定される業務は、当該業務のマニュアル等を作成する。

**第3章 非常時優先業務**

**1 非常時優先業務の考え方**

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のことで、災害応急対策業務や早期実施に優先度が高い復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象。

発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるかを検討し選定する。



非常時優先業務のイメージ

## 2 非常時優先業務の選定基準

| 優先区分 | 選定基準  | 業務を開始する時間(以内) |
|------|---|---------------|
| A    | 発災後直ちに(概ね3時間以内)着手しないと、市民の生命・身体・財産や市民生活等に重大な影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても最優先的に対策を講じる必要がある業務。 | 3時間           |
| B    | 発災後12時間以内に着手しないと、市民の生命・身体・財産や市民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても優先的に対策を講じる必要がある業務。       | 12時間          |
| C    | 発災後1日以内に着手しないと、市民の生命・身体・財産や市民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務。          | 1日            |
| D    | 発災後3日以内に着手しないと、市民の生命・身体・財産や市民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務。          | 3日            |
| E    | 発災後1週間以内に着手しないと、市民の生命・身体・財産や市民生活等に相当の影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務。         | 1週間           |
| F    | 発災後1週間以内は着手しなくとも、市民の生命・身体・財産や市民生活等に大きな影響を及ぼすことはないと思込まれる業務。                                | その他の業務        |

## 3 災害発生時の非常時優先業務

| 区 分   | 業務開始時期 | 3時間以内 | 12時間以内 | 1日以内 | 3日以内 | 1週間以内 | 計   |
|-------|--------|-------|--------|------|------|-------|-----|
|       | 災害対策本部 | 応急業務  | 47     | 3    | 5    | 2     | 8   |
|       | 通常業務   |       |        |      |      |       |     |
| 各 部 局 | 応急業務   | 187   | 29     | 37   | 10   | 19    | 282 |
|       | 通常業務   | 31    | 16     | 47   | 52   | 39    | 185 |
|       | 計      | 218   | 45     | 84   | 62   | 58    | 467 |
| 合 計   | 応急業務   | 234   | 32     | 42   | 12   | 27    | 347 |
|       | 通常業務   | 31    | 16     | 47   | 52   | 39    | 185 |
|       | 計      | 265   | 48     | 89   | 64   | 66    | 532 |

## 第4章 防災意識の向上と協力体制の構築

### 1 災害シミュレーションの実施

国・県等の関係機関と連携した災害シミュレーションにより、災害発生時の指揮命令系統である災害対策本部体制の強化を図る。

### 2 防災訓練の実施

総合防災訓練や地域防災訓練などを実施し、計画の実効性がどの程度担保されているのかを確認する。

### 3 関係機関との協力体制の強化

国、県、自衛隊等の公的な機関のほか、ライフライン等の復旧に当たる各事業者との協力体制の強化を図る。

### 4 防災意識の向上と地域住民等の協力

住民の防災意識の向上を図るため、各地区において防災講話を実施するほか、防災士資格取得者など、地域の防災リーダーを中心に、平時から防災に対する啓蒙活動により、早期の復旧・復興を目指す。